

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所防災業務計画

〔平成28年6月23日〕
研究所 規程 第26号

第1章 総則

第1条 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、指定公共機関としての国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「研究所」という。）が、その業務に関し、防災のためにとるべき措置を定め、もって防災対策の総合的かつ計画的な実施を図ることを目的とする。

第2条 基本方針

防災対策を推進するにあたっての基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 災害に関する調査研究等を計画的に行うこと。
- (2) 国土交通省、関係省庁、地方公共団体その他の関係諸機関と緊密な連携を図り、防災業務が総合的かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

第2章 組織

第3条 災害対策本部の設置

- (1) 理事長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「緊急時」という。）において、必要があると認めるときは、海上・港湾・航空技術研究所災害総合対策本部（以下「総合対策本部」という。）を設置する。
- (2) 海上技術安全研究所長（以下「海技研所長」という。）又は港湾空港技術研究所長（以下「港空研所長」という。）は、緊急時において、必要があると認めるときは、海上技術安全研究所災害対策本部（以下「海技研対策本部」という。）又は港湾空港技術研究所災害対策本部（以下「港空研対策本部」という。）を設置する。
- (3) 総合対策本部、海技研対策本部及び港空研対策本部の構成は、次のとおりとする。
 - ① 総合対策本部 総合対策本部長 理事長、本部員 理事及び理事長が指名する者
 - ② 海技研対策本部 本部長 海技研所長、本部員 研究所の職員のうちから海技研

所長が指名する者

③港空研対策本部 本部長 港湾空港技術研究所長（以下「港空研所長」という。）、
本部員 研究所の職員のうちから港空研所長が指名する者

(4)海技研所長又は港空研所長は、それぞれ海技研対策本部又は港空研対策本部（以下「各対策本部」という。）を設置する場合には、すみやかに理事長へ報告するものとする。

(5)総合対策本部は、(6)の事項を総括し、円滑な業務の遂行のため研究所内の調整を行う。

(6)各対策本部は、次の業務を行う。

- ①災害応急対策及び災害復旧の支援及び実施に関すること。
- ②災害に関する情報の収集、分析、伝達及び広報に関すること。
- ③関係諸機関との連絡及び調整に関すること。
- ④その他災害応急対策及び災害復旧の協力を実施するために必要なこと。

第4条 大臣指示に基づく業務

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法第13条に規定する国土交通大臣の指示があった場合には、総合対策本部及び港空研対策本部を設置し、同法第11条第2号、第3号又は第5号（同条第2号又は第3号に係る部分に限る。）の業務のうち必要な業務を実施する。

第5条 災害調査団

(1)港空研対策本部の本部長は、第3条又は第4条の規定に基づく業務を遂行するため必要があると認めるときは、研究所の役職員からなる災害調査団を組織し派遣する。

(2)海技研対策本部の本部長は、第4条の規定に基づく業務を遂行するため必要があると認めるときは、研究所の役職員からなる災害調査団を組織し派遣する。

(3)各所長は、対策本部を設置しない場合であっても、第6条及び第13条の規定に基づく業務を遂行するため必要があると認めるときは、各研究所の役職員からなる災害調査団を組織し派遣する。

(4)(1)から(3)の災害調査団を派遣するときは、すみやかに理事長へ報告するものとする。

(5)(1)から(3)の災害調査団を派遣するものは、状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制の確立を図るなど、国土交通省及び関係機関と連携しつつ、従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

第3章 防災に関する調査、研究及び技術の開発

第6条 防災に関する調査、研究及び技術の開発

(1) 研究所は、防災業務を効果的に実施するため、その所掌業務についての防災に関する調査、研究及び技術の開発を行うものとする。

(2) 研究所は、研究所が実施した防災に関する調査、研究及び技術の開発の成果について、必要に応じて報告書として取りまとめ、関係諸機関等に配布すること等により、普及を図るものとする。

第4章 災害予防

第7条 機材等の整備

研究所は、防災業務を行うため必要な通信施設、観測施設、防災用物資及び資機材等（以下「機材等」という。）の整備に努め、その品目、数量及び保管場所を定めるとともに、常時使用できる状態でこれを備えておくものとする。

第8条 連絡体制の確立

緊急時には、その情報を正確かつ迅速に伝達し、又は伝達を受けるため、研究所は、平素から夜間及び休日を含めた通信手段並びに体制を整備するとともに、関係諸機関との連絡体制を整備するものとする。

第9条 職員及び機材等の動員計画

研究所は、緊急時の職員及び機材等の動員を円滑に行うため、あらかじめ職員及び機材等の動員計画を定めるものとする。

第10条 研究所の施設の災害予防措置

研究所は、研究所の施設の災害を予防するため、総合的な点検を定期的実施し、その結果に基づき、緊急性の高い施設から逐次改修を行うものとする。

第11条 職員の教育及び訓練

研究所は、防災業務を効果的に実施するため、職員に対して、所要の防災教育及び訓練を実施するものとする。また、関係諸機関が防災訓練を行うときは、これに協力するものとする。

第12条 防災に関する広報

関係諸機関とも協力しつつ、新聞、放送、インターネット等の活用等、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

第5章 災害応急対策・災害復旧

第13条 災害に関する情報の収集等

研究所は、緊急時において、現地被害調査等により、迅速かつ的確な情報の収集を行い、必要に応じ、これに基づく災害応急対策及び災害復旧の支援を速やかに行うとともに、関係諸機関にその状況を伝達するものとする。

第14条 関係諸機関への協力

緊急時において、関係諸機関から協力を求められたときは、研究所は、災害状況の把握、機材等の融通その他の必要な協力をするものとする。

第6章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

第15条 災害対策本部の設置

警戒宣言発令後、研究所は、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置等により、速やかに防災活動体制を確立する。

第16条 職員の教育及び訓練

東海地震に関する教育及び訓練については、第11条によるものとする。

第17条 防災に関する広報

東海地震の防災に関する広報については、第12条によるものとする。

第7章 南海トラフ地震防災推進計画

第18条 災害対策本部の設置

南海トラフ地震が発生した場合、研究所は、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置等により、速やかに防災活動体制を確立する。

第19条 関係諸機関への協力

南海トラフ地震が発生した場合、関係諸機関から協力を求められたとき、研究所は、災害状況の把握、機材等の融通その他の必要な協力をするものとする。

第20条 職員の教育及び訓練

南海トラフ地震に関する教育及び訓練については、第11条によるものとする。

第21条 防災に関する広報

南海トラフ地震の防災に関する広報については、第12条によるものとする。

第8章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第22条 災害対策本部の設置

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合、研究所は、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置等により、速やかに防災活動体制を確立する。

第23条 職員の教育及び訓練

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する教育及び訓練については、第11条によるものとする。

第24条 防災に関する広報

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災に関する広報については、第12条により努めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。